

に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

(二) 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について
本件事業は、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号。以下「法」という。)第四十六条第一項の規定に基づいて秋田市が作成した「都市再生整備計画」に基づいて施行する事業であることから、秋田市は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

(三) 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について
(1) 得られる公共の利益

We Roadは、昭和六十三年四月に開通した秋田駅の北側に付随する秋田駅の東西を結ぶ跨線歩道橋である。We Roadにより秋田駅の東西が徒歩で通行可能となり、それまで主な歩行路線であった県道秋田岩見船岡線の手形陸橋や市道千秋久保田町手形新栄町線の手形跨線橋及び市道川尻広面線の明田地下道を経由することなく、秋田駅東西間の歩行者の交流が活発となり、特に秋田駅東地区の住民(当時人口約四万八千人)にとって大きな利便性の向上が図られた。その後、平成九年の秋田新幹線の開業に伴い、秋田駅東口の整備が進められ、平成十六年には秋田掘点センター・アルヴェがオープンするとともに、同センターと秋田駅西口を繋ぐ形で秋田駅東西連絡自由通路が開通し、また秋田駅東口駅前広場や秋田駅東自転車等駐車場が整備されるなど秋田駅東西周辺の歩行者や自転車の交通量が増加してきた。

こうした中、自転車による秋田駅東西の通行に関しては、依然として県道秋田岩見船岡線の手形陸橋や市道千秋久保田町手形新栄町線の手形跨線橋及び市道川尻広面線の明田地下道を経由すること余儀なくされている。

このため、秋田市は平成十五年度にWe Roadの秋田駅東口側の昇降口等を自転車用の昇降機やエレベーターを設置するなど自転車通行可能な改修を実施している。

秋田駅周辺の歩行者及び自転車の交通量調査では、平成十四年度に比べて平成十七年度では、日曜日で百四十七パーセント以上、月曜日で百二十一パーセント以上の交通量の増加が見られ、今後も相当な増加が予想される。

本件事業の完成により、秋田駅東西間が自転車で通行可

能となり、秋田駅周辺の交流の一層の活性化と住民等の利便性の向上に寄与するものと認められる。

以上のとおり、本件事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)及び秋田県環境影響評価条例(平成十二年秋田県条例第三十七号)による環境影響評価が義務づけられた対象事業には該当しない。

また、本件事業の工事に当たっては、低騒音型、排出ガス対策型建設機械等を使用するなど、騒音・振動・排出ガスを抑制する対策を講ずることとし、周辺の建物や歩行者、自動車、列車などの交通安全に最大限配慮するものとしている。

以上のことから、自然環境、生活環境に与える影響は少ないものであり、失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) 複数案の検討

本件事業の施行に当たっては、We Roadの秋田駅西側の昇降口等の位置を秋田駅ビル及び秋田駅西口駅前広場方向に設置し、自転車歩行者専用道路を西北地区土地区画整理事業で整備する自転車歩行者専用道路へ接続させる案と申請案とがあるが、

ア 歩行者及び自転車利用者の円滑な通行が図られること。
イ 事業費の総合的な経済性が優れていること。
等の基準により二案を比較検討したところ、いずれにおいても申請案が優れており、本件事業の起業地は最も適当であると認められる。

(4) 事業計画の合理性

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量すると、本件事業の実施により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3)で述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

(四)

(1) 事業を早期に施行する必要性

(三)で述べたように、秋田駅周辺においては、歩行者及び自転車の交通量が増加しており、できるだけ早期に自転車による秋田駅東西間の通行を可能とする必要がある。また、平成十一年から平成十八年までの間に、本件事業

に関して秋田市議会の質問や近隣住民等からの陳情・要望が、合わせて十九件寄せられているほか、平成十六年度に秋田市が行ったWe Road利用者に対する聞き取り調査では、約六十八パーセントの人がWe Roadの秋田駅西側昇降口の改修が必要と答えている。

よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件工事に係る起業地の範囲は、「立体横断施設技術基準及び道路標識設置基準について」(昭和五十三年三月二十二日付け建設省通達)に適合した幅員構成をもつ昇降施設の設置及び当該昇降施設の維持管理並びに西北地区土地区画整理事業で整備する公共施設と連結させる自転車歩行者専用道路の設置のために必要な最小限の範囲であり、関連工事についても必要最小限の範囲と認められる。さらに、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

(3) 以上にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

(五) 結論

(一)から(四)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
秋田市まちづくり整備室

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(種地区経営体育成基盤整備事業)換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十九年八月九日から同年九月五日まで

三 縦覧場所 能代市役所本庁舎及び能代市役所二ツ井町庁舎
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、戸村土地改良区から次のとおり役員が就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年八月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町川崎字嘉美七番地 伊藤 昭二
 " " " 夜叉袋字下昼寝五十二番地 須田 誠
 " " " 浦大町字豊坂二十一番地 金 善一郎
 " " " 富津内下山内字深堀八十四番地 大石専之丞

五城目町小池字岡本家ノ下百八十一番地 小玉 京蔵

二 就任理事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町川崎字嘉美七番地 伊藤 昭二
 " " " 夜叉袋字下昼寝五十二番地 須田 誠
 " " " 松ノ木四十五番地 松田 健一
 " " " 浦大町字豊坂二十一番地 金 善一郎
 " " " 小池字梨ノ木百十四番地 千田平三郎
 " " " 富津内下山内字深堀八十四番地 大石専之丞

五城目町富津内下山内字和田八十五番地七 小林 茂信

小池字岡本家ノ下百八十一番地 小玉 京蔵

三 退任監事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町川崎字前川原九十番地 千田 保雄
 " " " 五城目町浦横町字館ノ下六十六番地 近藤 慶悦
 " " " 字石田六ヶ村堰添一番二十九 畠山 正雄

四 就任監事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町川崎字前川原九十番地 千田 保雄
 " " " 五城目町浦横町字館ノ下六十六番地 近藤 慶悦
 " " " 富津内下山内字組田百二十九番地 大石 勇蔵

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項

の規定により、秋田市上北手猿田土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年七月三十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年八月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大仙市西仙北土地改良区から次のとおり役員が就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年八月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名
 大仙市大沢郷寺字皆別当百三番地 戸島 廣男

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄